

道路占用 [ 許可申請 協議 ] 書

調布市長 宛

新 更 変 許可番号 調都道占発第 号  
規 新 更 許可日 年 月 日

申請日 令和 年 月 日

住所

氏名

担当者  
TEL

道路法 [ 第32条 ] の規定により [ 許可を申請 ]  
第35条 協議 ] します。

受付番号第 号

占用の目的					
占用場所	路線名	市道	号線	[ 車道 ] ・ 歩道 ・ その他	
	場所	調布市		丁目	番地
占用物件	名称	規模		数量	
占用の期間	年	月	日から	日間	占用物件の構造
工事の期間	年	月	日から	日間	工事实施の方法
	年	月	日まで		
道路の復旧方法				添付書類	案内図・現況写真・平面図・断面図 構造図・競合調書・その他
備考	工事施行者	住所:			
		会社名:			
		担当者:	電話番号:		
	道路調整会議提案工事	事業者番号:	調整番号:		

記載事項

- [ 許可申請 協議 ], [ 第32条 ] 及び [ 許可を申請 協議 ] については、該当するものを○で囲むこと。
- [ 新 更 変 ] については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業者の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

年	月	日	E
係	係長	課長補佐	課長

本申請について、許可してよろしいか。 調都道占発第 号

占用料	有・無	減免: 有・無
		円
監督事務費	有・無	
		円

基準点			

公印	公印

管理番号

## 許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占用物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占用物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占用工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占用工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占用規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占用期間が満了するとき又は占用物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占用物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占用料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占用料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占用料は、道路管理上占用許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占用期間が満了した場合において、引き続き占用しようとするときは、あらかじめ道路占用許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。

第2号様式(第8条関係)

道路占用 [ 許 可 ] 書  
[ 回 答 ]

住所

[ 新 規 ]	更 新	変 更	許可番号	調都道占発第	号
			許可日	年	月

氏名

様

調都道占発第	号
令和	年
	月
	日

年 月 日付で [ 申 請 ] のあった道路占用については、  
協 議

道路法 [ 第32条 ] の規定により [ 許 可 ]  
[ 第35条 ] [ 回 答 ] する。

調布市長 長 友 貴 樹 [ 印 ]

占用の目的						
占用場所	路線名	市道 号線		[ 車道 ] ・ 歩道 ・ その他		
	場 所	調布市		丁目	番地	先から
占用物件	名 称		規 模		数 量	
占用の期間	年	月	日から	日間	占用物件 の構造	
	年	月	日まで			
工事の期間	年	月	日から	日間	工事实施 の方法	
	年	月	日まで			
道路の 復旧方法				添付書類	案内図・現況写真・平面図・断面図 構造図・競合調書・その他	
占 用 料	延長	幅	面積	個数	期間	総額
	m	m	m <sup>2</sup>		箇月	円
(算 定)						
備 考	工事施行者		住所:			
			会社 担当			
道路調整会議提案工事			事業者番号:		電話番号: 調整番号:	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管理番号

## 許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占用物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占用物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占用工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占用工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占用規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占用期間が満了するとき又は占用物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占用物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占用料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占用料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占用料は、道路管理上占用許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占用期間が満了した場合において、引き続き占用しようとするときは、あらかじめ道路占用許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。

令和 年 月 日

# 占用廃止届

調布市長 様

占用者 住所

氏名

下記のとおり、占用物件を廃止しましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

許可番号	調都道占発第 号		
管理番号			
占用の場所	調布市	丁目	番地
占用物件	名称	規模	数量
占用廃止日	令和 年 月 日		
添付書類	①道路占用許可書(表紙の写) ②案内図 ③写真(設置前・中、撤去後) ④その他		
備考			

年 月 日				E
係	係長	課長補佐	課長	

このことについて、報告します。

道路占用 [ 許可申請 協議 ] 書

記入例

調布市長 宛

新規 更新 変更 許可番号 調都道占発第 号 許可日 年 月 日

申請日 令和 6 年 4 月 5 日 千 182 - 0011

住所 調布市小島町2-35-1

調布小島町ビル

氏名 株式会社 調布工事

代表取締役社長 調布 太郎

担当者 工事課 小島 次郎

TEL 042-000-0000

道路法 [ 第32条 ] の規定により [ 許可を申請 協議 ] します。

受付番号第 号

占用の目的 品川道ビル解体に伴う足場の設置

Table with 3 columns: 路線名 (市道 C12 号線), 場所 (調布市 小島町 2丁目 △), 数量 (車道・歩道・その他). Includes details like 番地, 番地, 先から, 先まで.

Table with 3 columns: 名称 (足場), 規模 (50m×0.5m), 数量 (25㎡).

Table with 2 columns: 占用の期間 (6年4月20日から9年6月19日まで), 工事の期間 (6年4月20日から6年5月19日まで). Includes a callout box: 袖看板・標識等を設置する場合は、占用期間は9年3月31日と御記入ください。その後は5年ごと(令和14年3月31日...)

Table with 2 columns: 道路の復旧方法 (現況復旧), 添付書類 (案内図・平面図・断面図・現況写真).

Table with 2 columns: 備考 (工事 施行者: 住所, 会社名, 担当者, 電話番号; 道路調整会議提案工事, 事業者番号, 調整番号).

記載事項

- 1 [ 許可申請 協議 ], [ 第32条 第35条 ] 及び [ 許可を申請 協議 ] については、該当するものを○で囲むこと。
2 [ 新規 更新 変更 ] については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事業者の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5 変更の許可申請にあっては関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

Table with 4 columns: 年 月 日, E, 係, 係長, 課長補佐, 課長.

本申請について、許可してよろしいか。 調都道占発第 号

Table with 2 columns: 占用料 (有・無), 減免: 有・無 円; 監督事務費 (有・無) 円.

Table with 4 columns: 基準点.

Table with 2 columns: 公印.

Table with 1 column: 公印.

Table with 1 column: 管理番号.

## 許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となるとき又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占用物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占用物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占用工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占用工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占用規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占用期間が満了するとき又は占用物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占用物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占用料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占用料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占用料は、道路管理上占用許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占用期間が満了した場合において、引き続き占用しようとするときは、あらかじめ道路占用許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占用等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占用規則その他関係法令を遵守すること。

第2号様式(第8条関係)

道路占用 [ 許可 ] 書  
[ 回答 ]

住所 調布市小島町2-35-1  
調布小島町ビル

新規 更新 変更 許可番号 調都道占発第 号  
許可日 年 月 日

氏名 株式会社 調布工事  
代表取締役社長 調布 太郎 様

調都道占発第 号  
令和 年 月 日

年 月 日付で [ 申請 ] のあった道路占用については、  
協議

道路法 [ 第32条 ] の規定により [ 許可 ]  
[ 第35条 ] 回答

調布市長 長 友 貴 樹 [印]

占用の目的	品川道ビル解体に伴う足場の設置					
占用場所	路線名	市道 C12 号線			[ 車道 ] ・ 歩道 ・ その他	
	場所	調布市 小島町 町 2 丁目 △	番地 ○	先から	町 丁目 番地 先まで	
占用物件	名称	規模		数量		
	足場	50m×0.5m		25㎡		
占用の期間	6 年 4 月 20 日から		日間	占用物件 の構造	枠組足場	
	9 年 6 月 19 日まで					
工事の期間	6 年 4 月 20 日から		日間	工事实施 の方法		
	6 年 5 月 19 日まで					
道路の 復旧方法	現況復旧			添付書類	案内図・平面図・断面図・現況写真	
占用料	延長	幅	面積	個数	期間	総額
	m	m	㎡		箇月	円
(算定)						
備考	工事施行者 住所:		会社			
	担当		電話番号:			
道路調整会議提案工事			事業者番号:		調整番号:	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

管理番号

## 許可条件

1. この許可書は、占有者が保管し、警察及び道路管理者の要求があった際には提示すること。
2. 交通安全については、別途所轄警察署長の許可を受けて、交通に支障のないように十分注意すること。
3. 道路管理上支障となる時又は許可の内容及び許可条件に違反したときは、期限内といえども本許可は取り消すものとし、更に、当該占有物件を占有者の費用で移設又は撤去すること。
4. 占有物件の設置又は管理に起因して道路及びその付属物を損傷し又は汚損したときは、道路管理者の指示に従い占有者の費用負担により、道路を原状に回復すること。
5. 占有者は、住所、氏名若しくは名称を変更した場合には、速やかに変更申請を道路管理者に申請し、許可を受けること。
6. 占有工事に伴い、工作物その他の施設の変更を必要とする場合は、事前に道路管理者へ届け出て指示を受けること。
7. 占有工事の施工に当たっては、あらかじめ道路管理者に工事着手届を提出し、また工事が完了したときは、速やかに道路管理者に工事完了届を提出すること。
8. 工事(足場、仮囲いの設置等を含む)をする際は、標識及び街路灯、側溝、雨水枴、点字ブロックなどの道路付属物の機能を妨げないこと。なお、やむを得ず道路付属物に近接する場合は、適切な処置をすること(例:点字ブロックを迂回させる)。
9. 舗装切断作業の際、切断機のブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水が発生した場合は、排水を回収することとし、産業廃棄物として適正に処理すること。
10. 工事により残土等が生じた場合は、速やかに、道路外に取り去ること。
11. 掘削後の埋め戻しについては、調布市道路占有規則に従い30センチメートルごとに十分つき固めること。
12. 占有期間が満了するとき又は占有物件を撤去するときは、あらかじめ道路管理者の指示を受け原状に回復すること。
13. 道路の本復旧は、道路管理者立会いのうえ復旧面積を算定し、復旧工事は占有者が行うこと。
14. 復旧後は、道路管理者の検査を受けること。
15. 占有物件の設置又は管理に起因して第三者に損害を与え若しくは第三者と紛争が生じたときは、占有者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
16. 占有料は、別途発行する納付書により期限内に納入すること。なお、翌年度以降の占有料金は、毎年度決定し、別途通知する納入通知書により納入すること。
17. 徴収済の占有料は、道路管理上占有許可を取り消した場合を除き返還しない。
18. 占有者は、占有期間が満了した場合において、引き続き占有しようとするときは、あらかじめ道路占有許可申請書を道路管理者に提出すること。
19. 工事に当たっては、境界標(境界石、木くい、びょう)に十分注意すること。
20. 工事でやむを得ず境界石を破損、移動又は除去した場合は、復元等の一切の責任を負うものとする。(参考:刑法第262条の2)
21. 本許可書は申請地である市道の許可とし、その他に第三者の権利を有する箇所の占有等(工事含む)を行う場合は、各々の許可を得ること。
22. 施工に当たっては、工事内容を周辺住民等に広く周知し理解を得ること。
23. 基準点等がある場合は、別途「調布市公共基準点管理保全要綱」による手続きが必要です。
24. 前各項に掲げるもののほか、道路法、同法施行令、調布市道路占有規則その他関係法令を遵守すること。

記入例

令和 7 年 12 月 8 日

## 占用廃止届

調布市長 様

占用者 住所 東京都調布市小島町1-100-1  
調布小島町ビル  
氏名 株式会社 調布  
代表取締役社長 調布 太郎

下記のとおり、占用物件を廃止しましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

許可番号	7	調都道占発第	1234	号			
管理番号	5678						
占用の場所	調布市	東つつじヶ丘	1	丁目	1	番地	1
占用物件	名称		規模		数量		
	袖看板		0.5m × 1.2m		1		
占用廃止日	令和	7	年	12	月	1	日
添付書類	①道路占用許可書(表紙の写) ②案内図 ③写真(設置前・中、撤去後) ④その他						
備考							

年 月 日				E
係	係長	課長補佐	課長	

このことについて、報告します。